

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

近年、環境を取りまく状況は大きく変化しています。

2019（令和元）年10月に発生した台風19号では、広範囲にわたり河川の氾濫やがけ崩れ等が発生し、極めて甚大な被害が発生しました。区でも初めて警戒レベル4の避難勧告（当時）が発令され、約2万人が避難所への避難を余儀なくされました。

こうした自然災害は今後もさらなる激甚化・頻発化などが予測されており、将来世代にわたる影響が懸念されています。激しい気候の変動による影響は大きく、区の環境行政にも深く関わっています。

● 気候変動問題

1880年以降（産業化初期）、地球温暖化*による世界の平均気温は100年当たり0.84℃の割合で上昇しており、2020（令和2）年の世界の平均気温は2016（平成28）年と並んで観測史上最高となりました。日本の平均気温も統計開始以来、最も高くなっており、今後も地球温暖化による気温の上昇は避けられないとされています。また、地球温暖化は近年の猛暑や豪雨の増加などの気候変動*の原因であり、今後、水害・土砂災害等の自然災害の激甚化や食糧危機、熱中症・感染症等のリスク増加といった深刻な危機につながるものと世界中で懸念されています。

日本でも、2020（令和2）年11月には、「もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有し、この危機を克服するため、衆議院及び参議院の本会議で気候非常事態宣言*決議が可決され、気候非常事態を宣言していることから、自治体レベルにおいても、これまで以上のさらなる対策を講じていく必要があります。



出典：多摩市 HP「台風第19号 災害対応写真集」

図 1.1 令和元年台風19号 多摩川（関戸橋周辺）の様子

● 新型コロナウイルスによる変化

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019（令和元）年12月初旬に初めて確認されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。私たちの日常生活、社会経済活動は外出自粛やテレワークの実施拡大等によって大きく変化し、経済・社会・環境それぞれに多大な影響を受けました。

ポストコロナに向けては、従来の生活への復興を目指すのではなく、気候変動や環境対策にも重点を置きながら経済の回復に取り組む「グリーンリカバリー*」の考えがEU加盟国を中心に実践され始めています。エネルギーや資源を有効利用し、持続可能な社会を目指していく必要があります。

● SDGs（持続可能な開発目標）の広がり

2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」の中には、2030（令和12）年までに達成すべき課題とその具体目標である「持続可能な開発目標（SDGs*：Sustainable Development Goals）」が盛り込まれています。SDGsは世界共通の目標となっており、国際社会全体が将来にわたって人類の発展と地球環境の持続との両立ができるよう、経済・社会・環境の3つの側面を調和させ、多様な主体が丸となって総合的に解決していく必要があることが示されています。

行政をはじめ企業や学校教育においても取り入れられているSDGsは、様々な分野で大きな社会変革が求められる2030（令和12）年に向けて、持続可能な社会として達成されているべき目標として設定されています。気候変動や感染症の危機下においては、SDGsの理念に基づく取組がより一層求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

図 1.2 SDGs ロゴと 17 のアイコン

1.2 計画策定の目的

葛飾区は区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、1996（平成8）年に第1次計画である「葛飾区環境基本計画」を、2011（平成23）年には「葛飾区環境基本計画（第2次）」を策定し、環境に関する様々な施策を講じてきました。

環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対して、地球温暖化対策を重点課題として、エネルギー利用の効率化、ごみの減量・資源化をさらに推進するとともに、緑と花のまちづくり、貴重な自然環境の保護等を進め、環境負荷*の少ない自然にやさしいまちを創造していく必要があります。区の良い環境を将来にわたり引き継ぐことを目的として、総合的・計画的に環境施策を推進するため「葛飾区環境基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.3 計画の位置付け

本計画は、区の環境に対する考え方を明らかにするとともに、葛飾区基本構想に示された将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を環境面から補完する位置付けにあります。環境に係る施策を中長期的な展望に立って、総合的・計画的に推進するための計画であり、各個別計画の策定や施策の実施に当たっての環境配慮の方向性を示すものです。

また、地球温暖化対策推進法に基づく「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法*に基づく「葛飾区気候変動適応計画」及び生物多様性基本法*に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性かつしか戦略」を包含する計画とします。

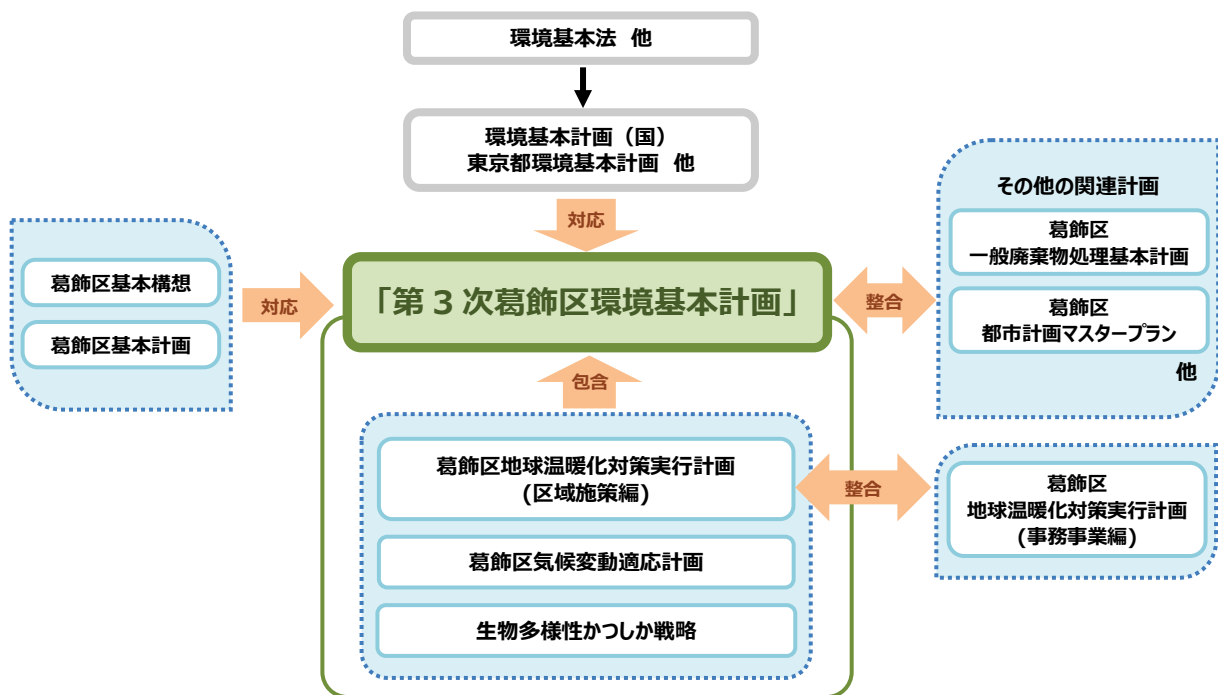


図 1.3 本計画の位置付け

1.4 計画の範囲

本計画では、環境の範囲を地球環境、自然環境、都市環境、生活環境とします。

表 1-1 対象となる環境の範囲

地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊などの区全域に影響を与える地球規模の環境問題及び日常生活や事業活動に起因して生じる広域的な環境への影響に関する事項を対象とします。
自然環境	区民を取り巻く環境のうち、動植物及び水辺や公園など動植物の生息地を対象とします。
都市環境	区民を取り巻く環境のうち、住宅・ビルなどの建造物や道路・公園などの都市基盤施設及びこれらによって構成される都市の安全性並びに歴史・文化的資源を対象とします。
生活環境	区民の日常生活や事業活動により発生するごみや資源、水質汚濁や大気汚染などの問題及び居住空間・災害対策などの地域社会に関する事項を対象とします。

1.5 計画の期間

本計画が対象とする期間は、2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間とします。

ただし、葛飾区地球温暖化対策実行計画に当たる部分については、概ね 5 年間で見直しを行うこととします。

また、新たな環境課題及び科学技術の進歩など社会情勢の大きな変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

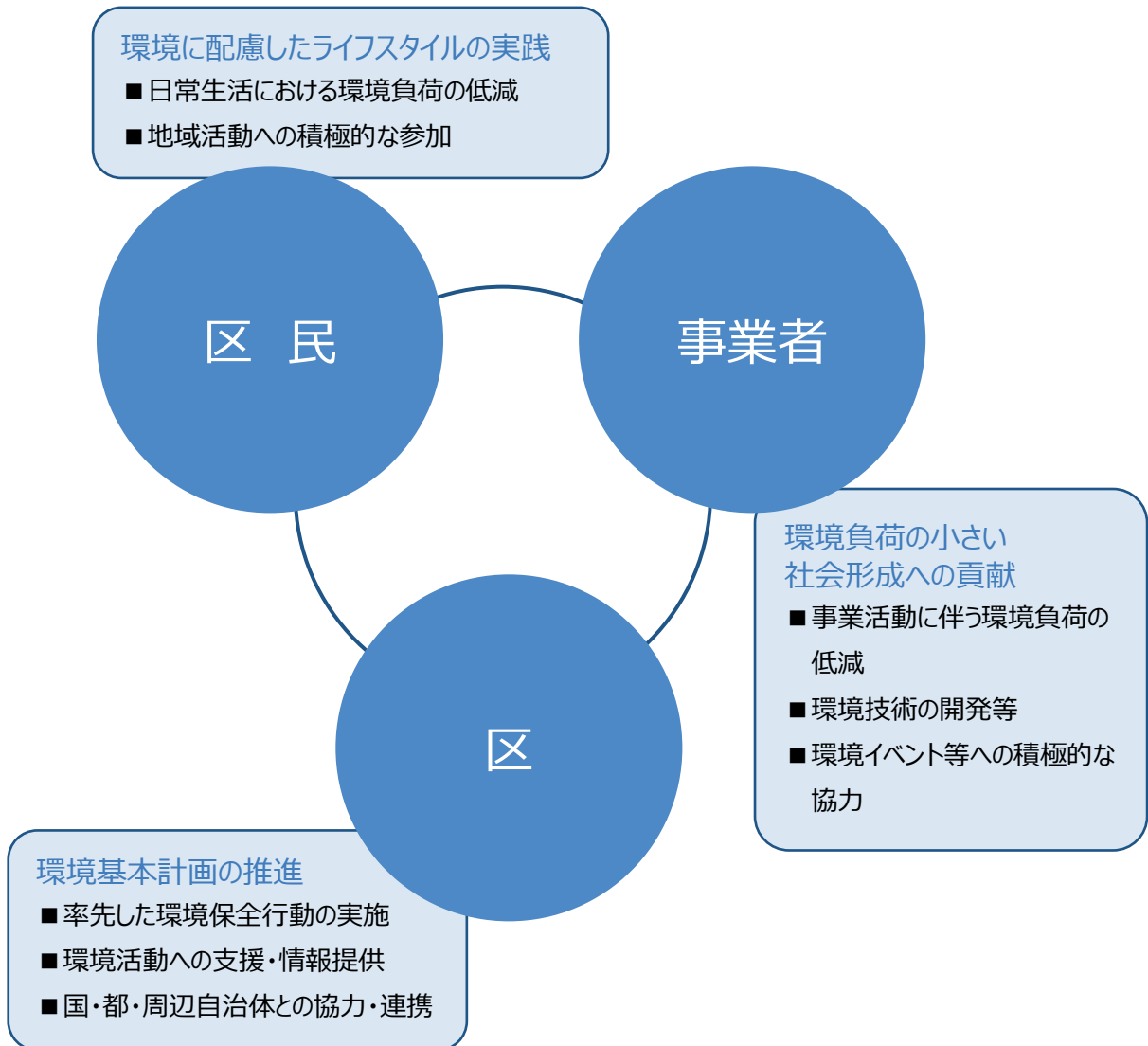


図 1.4 計画の期間

1.6 計画の担い手

区的环境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。

本計画においては、区に住む全ての区民、事業者及び区が推進主体となります。各主体は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、持続可能な社会の形成に向けて一体となった取組を進めます。



1.7 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係

SDGsは2030（令和12）年までに達成すべき17の目標と、その具体的な169のターゲットから構成され、目標達成に向けた進捗状況を把握するための指標が設定されています。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指し、多様なステークホルダーとのパートナーシップによって、世界が直面する網羅的な課題に、経済・社会・環境の3側面から統合的に取り組むことを理念とし、指標によって取組の進捗管理をすることとしています。

次に示すように、区のこれまでの環境基本計画はSDGsの理念と一致しており、本計画はSDGsの達成に資する計画となっています。

【これまでの環境基本計画におけるSDGsの理念と一致する考え方】

- 「葛飾区環境基本計画」（1996（平成8）年策定）
基本理念において、区民、事業者、行政が一体となり、パートナーシップによる取組を推進することとしています。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」（2011（平成23）年策定）
 - ・ 「区民が将来にわたって安心して豊かな生活を送るためには、健全で快適な環境を保全するとともに、一人ひとりが自らのライフスタイルや社会経済活動を見直し、持続可能な社会づくりを実践していく必要があります。」と記載しています。
 - ・ 複雑化する環境問題に対しては、「社会経済システムへの対応」と「地域環境力の向上」といった横断的な視点を踏まえ統合的に進めていく必要性を示し、環境施策の推進に当たっては、区に関わる様々な立場の関係者と協働での「オールかつしか」によって取り組むこととしています。
 - ・ 取組指標による進捗状況の評価・点検などの進行管理を始めました。

また、SDGsの17の目標のうち、少なくとも13の目標が直接的に環境に関連するものであり、残りの目標も間接的ではあるものの、環境に関連していることから、環境側面における取組はSDGs全体において重要な位置付けとなっています。

国では「2030アジェンダ」を受け、2016（平成28）年12月のSDGs推進本部において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、2019（令和元）年12月に改定が行われました。

その中で、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されています。さらに、同指針の中では、地方自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定及び改定の際にはSDGsの要素を可能な限り盛り込むことが求められています。

本計画にSDGsを取り入れ、活用することによって、これまでの環境基本計画で対象としてきた環境分野への対応はもとより、環境分野が社会や経済に波及する影響にも考慮し、相乗的な向上を図るための計画として策定しています。

持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

※うち、赤文字は少なくとも直接的に環境に関連している13のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.貧困をなくそう</p> <p>貧困の撲滅</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内と国家間の不平等の是正</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.飢餓をゼロに</p> <p>飢餓撲滅、食料安全保障</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> <p>持続可能な都市</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.すべての人に健康と福祉を</p> <p>健康・福祉</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.質の高い教育をみんなに</p> <p>万人への質の高い教育、生涯学習</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動への対処</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.安全な水とトイレを世界中に</p> <p>水・衛生の利用可能性</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>エネルギーへのアクセス</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で包摂的な社会の促進</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的で持続可能な経済成長、雇用</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.パートナーシップで目標を実現しよう</p> <p>実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化</p>
 <p>9 産業と技術革新の基礎をつくらう</p>	<p>9.産業と技術革新の基礎をつくらう</p> <p>強靱なインフラ、工業化・イノベーション</p>		

(環境省ホームページを基に作成)